

一関地区広域行政組合の職員の服務等に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第8号

一関地区広域行政組合の職員の服務等については、別に定めるもののほか、次に掲げる条例の例による。

- (1) 一関市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年一関市条例第24号）
- (2) 一関市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年一関市条例第29号）
- (3) 一関市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年一関市条例第30号）
- (4) 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号）
- (5) 一関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（職員の分限についての手続及び効果に関する経過措置）
- 2 職員の分限についての手続及び効果に関し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において解散前の東磐環境組合職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和47年東磐環境組合条例第11号）、東磐広域行政組合の職員の服務等に関する条例（平成12年東磐広域行政組合条例第8号）、一関地方衛生組合の職員の服務等に関する条例（平成4年一関地方衛生組合条例第1号）又は一関地方広域連合の職員の服務等に関する条例（平成11年一関地方広域連合条例第11号）（以下これらの条例を「解散前の職員の分限についての手続及び効果に関する条例」という。）の規定により休職を命じられた職員については、それぞれこの条例に規定する休職を命じられたものとみなし、その期間は通算する。
- 3 施行日の前日までに、解散前の職員の分限についての手続及び効果に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
（職員の服務の宣誓に関する経過措置）
- 4 施行日において一関市、平泉町又は藤沢町（以下「構成市町」という。）の職員であった者で一関地区広域行政組合の職員となったものの、職員の服務の宣誓に関する規定

の適用は、この条例に相当する構成市町の条例の規定により行われた行為とみなす。

(職務に専念する義務の特例に関する経過措置)

5 職務に専念する義務の特例に関し、施行日の前日において解散前の東磐環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年東磐環境組合条例第8号）、東磐広域行政組合の職員の服務等に関する条例、一関地方衛生組合の職員の服務等に関する条例又は一関地方広域連合の職員の服務等に関する条例（以下これらの条例を「解散前の職務に専念する義務の特例に関する条例」という。）の規定により職務に専念する義務を免除された職員については、それぞれこの条例に規定する免除を受けたものとみなし、その期間は通算する。

6 施行日の前日までに、解散前の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(勤務時間、休日及び休暇に関する経過措置)

7 施行日の前日までに、解散前の東磐環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年東磐環境組合条例第3号）、東磐広域行政組合の職員の服務等に関する条例、一関地方衛生組合の職員の服務等に関する条例又は一関地方広域連合の職員の服務等に関する条例（以下これらの条例を「解散前の勤務時間等条例」という。）の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた承認その他の行為とみなし、介護休暇の期間は通算する。

8 施行日において構成市町から出向した職員の施行日以後の平成18年における年次休暇の日数については、解散前の勤務時間等条例の規定による年次休暇の残日数とする。

(育児休業等に関する経過措置)

9 施行日の前日までに、解散前の東磐環境組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年東磐環境組合条例第1号）、東磐広域行政組合の職員の服務等に関する条例、一関地方衛生組合の職員の服務等に関する条例又は一関地方広域連合の職員の服務等に関する条例の規定により育児休業又は部分休業を承認された職員については、それぞれこの条例の規定により承認されたものとみなし、その期間は通算する。